

# パリティ Parité

2018.11  
Vol.21



特集

それこそハラスメントです!

「パワハラ」「セクハラ」「マタハラ」の現状

- P6 「政治分野における男女共同参画推進法」について  
西東京市男女平等推進センター「パリティ」登録団体紹介
- P7 パリティ・ライブラリー / パリティだより
- P8 センターパリティの事業案内

男女平等参画社会は、男女が共に様々な分野で活躍できる社会です。  
仕事も生活も楽しめる、そんなライフスタイルについて考えてみませんか。

それって

# ハラスメントです！

## 「パワハラ」「セクハラ」「マタハラ」の現状

「ハラスメント」：英語では「悩ませること」、迷惑をいうが、現在私たちの社会では、「嫌がらせ」「いじめ」という意味で使われている。どんな点での嫌がらせかによって、「パワハラ」「セクハラ」など、25種類以上のハラスメントがあるとも言われている。

今回は、ハラスメントの種類や実例を知り、こわした嫌がらせの被害者にも加害者にもならないよう手立てを考えたい。

### 「パワハラ」の事例

脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言

なんでそんなに仕事ができないんだ！  
給料泥棒！やめちまえ！

手伝わなくていいから

仕事の妨害  
隔離・仲間外し・無視

遂行不可能なことの強制

### 「セクハラ」の事例

対価型セクハラ

環境型セクハラ

俺の女になるなら昇進できるように力をかけてあげるよ

いつもボディタッチしてくる●部長…

そうじゃなくて、ここはね…

「ヒョッ！イヤッ！」

### 「マタハラ」の事例

妊娠中、わざと目の前でタバコを吸ったり、身体的に負担のある仕事を頼んでくる

子どもが生まれたら、子育てで大変でしょ。パート職に移動した方がいいんじゃない？

これ倉庫に運んでおいてね

### Step 1 ハラスメントの特徴と種類

「パワハラだ」「セクハラだ」という言葉。最近耳にすることが多いが、これらはもちろん「パワーハラスメント」「セクシュアルハラスメント」なる語の略だ。

「いじめ」というと、学校現場でのものと思われがちだが、実際には大人の社会でも「いじめ」嫌がらせ」つまり、ハラスメントは少なくない。現在私たちの身の周りにはどのようなハラスメントが生じているのだろうか。いくつか挙げてみよう。

- パワーハラスメント＝職場や学校などで地位や権限を用いた嫌がらせ
- セクシュアルハラスメント＝職場や学校などで性的な発言や行為による嫌がらせ
- マタニティハラスメント＝職場などで妊娠・出産を理由にした嫌がらせ
- アカデミックハラスメント＝大学などの学術機関で地位を利用した嫌がらせ
- モラルハラスメント＝言葉の暴力などで相手を支配して精神的に追い詰めること
- ジェンダーハラスメント＝男性・女性に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義される。

さらに「パワハラに当たる行為として次の6つの類型が挙げられている。

- 1 暴行・傷害(身体的攻撃)
- 2 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言(精神的攻撃)
- 3 隔離・仲間外し・無視(人間関係からの切り離し)
- 4 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)
- 5 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと(過小な要求)
- 6 私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)

パワハラというと、何か大きな声で脅されていじめられるというイメージがあるが、③や⑤のように、孤立させられたり無視されたりと、何もされないこと(不作為)で嫌がらせされることもあるのだ。挨拶や会話にに応じてもらえないなどの事例もこの型のハラスメントに含まれる。

「こんな行為もセクハラになる！」  
パワハラとともに今、最も社会的な問題の一つとされているのがセクハラだ。

性という性別のイメージを強調して差別し嫌がらせをする」とい

こうしたハラスメントの特徴は、ひとつは地位や権限を利用して、上位の者が下位の者に対して行う点にある。そのため被害を受けてもなかなか反論したり公表したりできないなどの事態も生じる。また、マタニティハラスメントやジェンダーハラスメントのように、妊娠・出産をはじめセクシュアルハラスメントの弱み」をみなして嫌がらせを行うものもある。

「いじめ」でも「弱いものいじめ」はかならないハラスメント。このなかから今回は、「パワーハラスメント」「セクシュアルハラスメント」「マタニティハラスメント」を取り上げて考えてみよう。

### Step 2 どんな行為が「パワハラ」「セクハラ」「マタハラ」に？

「こんな行為がパワハラだ！」

「パワーハラスメント」は、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背

ラだ。特に職場におけるセクシュアルハラスメントは、その対策が事業主の義務と言われる(男女雇用機会均等法)ほど重要で、多発している問題となっている。

職場におけるセクシュアルハラスメントの定義は「」だ。

「労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること。(性的言動により)職場の環境が不快なものとなったため、労働者が就業する上で見過ごすことができない程度の支障が生じる」とい

この定義のうち前者、上司のセクシュアルハラスメントに抵抗したり、不利益な配置転換をされたなどのケースは対価型セクシュアルハラスメントと呼ばれる。それに対して後者のような場合は、「環境型セクシュアルハラスメント」といわれる。勤務先で上司が女性の身体の一部に触る場面を度々目にして苦痛に感じ、就業意欲が低下するなどのケースがこれに当てはまる。

セクシュアルハラスメントで特に注意したいのは、職場においては事業主、上司、同僚に限らず、取引先、顧客、患者などが、学校においては生徒などもハラスメントの行為者となる点だ。性別にかかわらず男性でも女性でも加害者になりうるし、ま

た、異性に対してだけでなく、同性に対するものもセクハラに該当する。具体的には「ホモ・レズ」などの性的性質を含む言動もハラスメントの対象となるので、この程度は問題ないと思つた」といつつことにならぬように正しく認識しておきたい。

特に、日本の社会では従来からか「いも言めて性的言動が許容されてきた傾向がある。悪意なしに何気なく放つたひと言も、それを不快と感じる人がいればセクハラになる。これまでの慣習を見直して認識を新たにしたいものだ。

### さらに深刻な マタハラ・パタハラ！

先の「パワハラ」「セクハラ」に比べると、やや新しいハラスメントに「マタハラ」「パタハラ」がある。

マタハラは「マタニティハラスメント」の、パタハラは「パタニティハラスメント」の略だ。(「マタニティは母親らしさ」を、パタニティは「父親らしさ」を表す。)

どちらのハラスメントも厚生労働省の定義によれば「職場における妊娠・出産・育児休業などに関するハラスメント」である。

例えば、妊娠した旨を会社に報告したら退職勧告を受けたケースや、

## Step 3

### 被害を受けたら まずは相談

「パワハラ」「セクハラ」「マタハラ」と主なハラスメントの状況を見てきたが、どんな種類の嫌がらせにしても共通して言えることは、まずは「ノー」を相手に伝えることだろう。そのハラスメントは「不快である」「やめてほしい」と、勇気を出してはっきり意思を伝えたい。

仮にそれが難しくとも、被害を受けたら一人で悩まないこと、自分に非があるかもしれないなどと思わないことが大事だ。ハラスメントの中心によつては、なかなか人に相談できないと感じることもあるかもしれない。しかし、そうやって我慢して被害を公にしなかつたら、ハラスメントの度合いはますます高まるだろう。とにかく、まずは誰かに相談するよう。

職場でのパワハラ・セクハラならば、まず社内の人に相談しよう。ハラスメントは、個人の問題ではなく会社全体の問題でもある。信頼できる上司(それが難しい場合もあるだろう)または、会社の人事労災などについての窓口や担当者、労働組合などに相談してみよう。社内での

妊婦健診のための休暇や、妊娠中の業務軽減を申し出たら嫌がらせを受けたなどのケース、夫が出した育児休業の申請が却下されたケースなど、多様なハラスメントの状況が報告されている。

いずれも妊娠・妊婦の状態に対する無理解や、出産・育児に対する軽視・共感不足が元にあると思われる。こうしたマタハラにより切迫流産となつた事例もあるそうで、社会全体としても見過ごせない問題だ。

マタハラやパタハラについては、男女雇用機会均等法第9条、労働基準法(第4条)、育児・介護休業法で定められており、各事業所での防止措置が義務付けられている。

【図1】都道府県労働局等に設置した総合労働相談コーナーに寄せられた「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数



初めてのケースでなければ、対処法にも実績があると考えられる。

相談の際には、自分が受けた嫌がらせを整理し、証拠などがあればまとめておくことよいただろう。特にパワハラは「業務指導」との線引きが論点となることもあるので、被害の具体例を揃えておきたい。

社内に相談する相手がいない場合には、都道府県の労働局(雇用均等室)など外部機関に相談することもできる。

職場におけるハラスメントは、事業所サイドから見れば、従業員の尊厳を傷つけるとともに能力の発揮を妨げ、事業所内の秩序を乱すことにもなるので、あらかじめ就業規則や懲戒規定の中にハラスメントへの対処方針を明記しておくことが不可欠だ。従業員も事前に確認しておきたい点である。

### 相談無料 秘密厳守

- ▶ 東京都労働相談情報センター  
東京都ろうどう110番  
【電話相談】☎0570-00-6110  
月曜～金曜：9:00～20:00(終了時間)  
土曜：9:00～17:00(終了時間)
- ▶ 全国労働組合総連合  
労働相談ホットライン  
【電話相談】☎0120-378-060
- ▶ ウィメンズプラザ(一般相談)  
【電話相談】☎03-5467-2455  
毎日9:00～21:00(年末年始を除く)
- ▶ 西東京市悩みなんでも相談(予約制)▶p.8へ

## Step 4

### 「ハラスメント」から 自分を守るために

特定非営利活動法人ハラスメント協議会

◆ 事情を整理し、証拠を集める  
ハラスメントは基準が曖昧な部分もあり、証拠がなければそんなことするはずがない」「目撃者でもないのか」などと加害者に聞き直られてしまう可能性もあります。加害者についても裁判が出来るのだという決意を示すためにも、些細な事でもかまわないので証拠となりうるものは、記録として残しておくようにしましょう。

- 被害を受けた日付・場所・加害者の行動や言動・周囲にいた人証人など、細かくメモを残すようにしましょう。可能であれば、現場での会話をボイスレコーダーで録音したものや、録画映像があれば、裁判での重要な証拠資料となり、第三者に説明するときにも有効です。
- 加害者の発言や行動を自分で書いたメモ
- パワハラを受けた場所・時間

### ◆ セクハラは ハッキリと拒絶する！

特にセクハラの場合、曖昧な態度で許容していると「嫌そうには見えなかった」「合意の上だった」などと言われてしまう可能性があります。また加害者が嫌がっているということに気づいていない場合もあります。周りから見ても明らかにわかるようにハッキリとした態度を取ることが肝心です。

### ◆ 味方をつくる

周りに相談し社内で同じ悩みを持つ人を探してみよう。上司や高い役職の人間に、勇気を出して相談してみるのも手です。ただ、相談したことが加害者の耳に入り、さらに事態が悪化するというような、二次被害を避ける為に、その人が信頼できる人間かどうかの見極めが重要です。

### ◆ 第三者機関に相談する

社内に相談窓口がある場合は、相談してみよう。また、労働基準監督署に対して告発を行うこともできます。労働基準監督署には相談窓口があり、メールなどで相談を行います。

労働基準監督署は各都道府県に設置され、法律に基づき事業所に対する監督指導、労働保険に関する加入手続き、労災保険の給付等の業務を行っている国の機関です。セクハラ・パワハラをはじめ、労働者と事業者間のトラブルについては、事業所への立ち入り調査(臨検監督指導)を行うこともあります。

但し、証拠資料などが揃って

いない限り、労働基準監督署が関与することは少ないのが実情です。

### ◆ 内容証明郵便を送る

訴訟を起す前に、まず不快に感じている旨を記述した内容証明郵便を相手に送るのも一つの方法です。相手が企業に属する(学校や病院含む)人間であるなら、その企業にも同じ内容の内容証明郵便を発送しましょう。ハラスメントの実態を知りながら対処をしなければ、企業も処罰の対象となる為、なんらかの対応をしてくれる可能性があります。

どうしても事態が改善されない場合、最終的には慰謝料の請求や、刑事処罰を与える為に、訴訟を起し裁判で戦っていくこととなります。個人で訴訟を起すことも可能ですが、この場合は、法律に詳しい専門家に相談するのが得策です。





このコーナーでは、男女平等参画をはじめとする様々なテーマの本を紹介し、男女平等推進センター「パリテ」の図書コーナーで貸し出していますので、ぜひご利用ください。



「お互い40代婚」  
著者 たかぎなおこ  
出版社: KADOKAWA

ひとり暮らしを満喫してきたアラフォー女性の婚活・結婚・妊活・妊娠・出産の体験記。ほのぼのとしたトーンで等身大の飾らない日常生活の小さな幸せにうんうんと思わず頷いてしまいます。気軽に読めて、読書後ほんわかった気持ちになれます。



「男女平等はどこまで進んだか 女性差別撤廃条約から考える」  
編: 国際女性の地位協会 監修: 山下泰子・矢澤澄子  
出版社: 岩波書店

日本が「女性差別撤廃条約」を批准して33年。デートDV・女性の働き方・家族の問題など身近な出来事を例に、ジェンダー平等の課題を紹介。対応する条約の理念と条文を解りやすく解説し、巻末に条約・選択議定書収録。



「LGBTのBです」  
著者: きゅうり  
出版社: 総合科学出版

本書はLGBTの各々の特徴について分かり易く説明し、著者がカミングアウトする時や就活時の面談での苦労を述べています。本書はLGBTを理解し、多様性を重んじる上で人生は色々あるべきと論じています。性的少数者を理解する上で参考になる著書です。

## パリテだより

センターパリテでは、さまざまなイベントを開催しています。2018年8月までの主な事業をご紹介します。



平成30年5月27日(日)  
女性のための経済・金融入門  
～正しいお金の知識を身に付け生活に活かそう～ (参加30人)

本講座では、著名株式ストラテジスト・清水洋介氏より、お金にまつわる様々な話を語っていただきました。お金の話は「特別なこと」として捉えるのではなく、普通に考えることが大切であると学ぶ機会になりました。



平成30年6月28日(木)  
「女性の生きにくさを考える」  
田房永子さん(参加49人)

「5つの女の生きにくさについて」体験をもとに話された。①10代は「痴漢」②20代は「毒母との関係」③30代は「ひどい扱いの妊娠・出産・産後」④出産後は「夫にキレル自分」⑤「ワンオペ育児」です。現在は人の評価に合わせず、自分自身を大切にしているそうです。



平成30年7月29日(日)  
パパ's 絵本プロジェクト  
15周年ライブ実施!(参加親子50人)

ママにはない目線の絵本で、くだらない、役に立たない、でも、おもしろい絵本で大爆笑。楽器での演奏もふんだんに入れ込まれ、子どもたちは夢中でした。パパ、ママも子育ての大変さを一時的に忘れられた、楽しいひと時になったのではないのでしょうか?

## News!

### 「政治分野における男女共同参画推進法」について

2018年5月16日の参議院本会議で可決された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」。「多様な国民の意見が的確に反映されるために」(同第一条)、選挙での「男女の候補者ができる限り同数」(同第二条)となるよう政党に求めた法律である。

周知のとおり、日本の国会議員に占める女性比率は、衆議院が10・1%、参議院が20・7%という低さ(2018年8月現在)。IPU(列国議会同盟)によれば下院比率で日本は193カ国中158位だ。(2018年6月現在) また、「世界経済フォーラム」が発表している、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数では、日本は世界144カ国中114位、特に「政治参画」では前年の103位から123位と大きく順位を下げている(2017年)。



「女性を増やそうという政治的意図がなく、システム自体が女性候補にあまり好意的でない」という現状に風穴を開けるため、女性議員を増やそうと超党派の議員連盟が2015年から法案提出を図ってきた。

確かに罰則等がなく、候補者数の均等を目指す努力義務が求められるだけの法案だが、意欲ある女性の政治参画が広がる大きな一歩となることは間違いないだろう。早速2019年の統一地方選挙や参議院議員選挙で適用される。

男性とは異なる視点で政策に臨める女性議員が一人でも多く立候補・当選して、社会作り・国作りに携われるよう大いに支援していきたい。

## びょうかい 美腰快活クラブ

「あき施術院」に所属するカイロプラクターの玉井が主催する健康増進サークルになります。こちらの施設を中心に「カイロ」の観点を元にした無料健康講座や体操教室などを行っております。

カイロプラクティックというまだボキボキするイメージが強いですが、本来は生活習慣改善を基本とした予防医学になります。【睡眠・運動・栄養】の改善指導に合わせて、姿勢調整の【施術】を行う事で、痛みや悩みを根本から解決するひとつの「手段」となります。各イベントでは、知識として「無料健康講座」を行ったり、改善指導のひとつを用いて講座として行うなど、健康生活の大切さを伝えております。

「美腰快活クラブ」としては、男女が平等であるためにも、そして何事に於いても、まずは心身ともに健康でないとどんな活動も出来ないと考えており、「一日一笑」をテーマに、講座と銘打っていますが、時にはお話しするだけ、時にはしっかりと健康の事を伝えさせて頂くように活動カラーを普段とは変えて行っております。



▲フリーマーケットでの体験施術会の様子



▲パリテまつり健康講座

講座の際は、ぜひ一度お気軽に足をお運びください。心と身体は密接です。どちらかの健康状態が失われると、たちまち辛くなります。元の気を取り戻すきっかけとして、まずは一緒に笑って、そして「元氣」に活発に、自分らしさを発揮できるようにこのサークルをぜひ活用してください。

お問い合わせ  
〈美腰快活クラブ〉  
[LINE ID] @grw2133o  
(びょうかい明日夢 あき施術院玉井)を友達追加の上、メッセージを入れてください。



## センターパリの事業案内

### パリテまつり「今・自分らしく輝く社会を」

- 【講演会開催日】平成31年2月2日(土)  
【講演者】上野千鶴子さん (社会学者)
- 【パネル展示】平成31年1月28日(月)～2月8日(金)  
パリテ登録団体紹介、他市内活動団体の紹介
- 【イベント開催日】平成31年2月2日(土)・3日(日)
  - ・講座(キューバの生活とダンス、市川房枝の生涯を歴史写真で読み解く、骨格からの健康講座、子どもに食べさせたくない食品添加物)
  - ・体験会(iPad・パソコン体験会、アートバルーン、自力整体)
  - ・カフェ、販売コーナー



▲ 昨年の様子

### 「男性1人でも困らない 知っ得！片付け術」(仮)

#### 【開催日時】

平成31年3月9日(土)  
午後2時～4時

#### 【講師】すはらひろこさん

(片付くおうち収納環境プランナー)



詳しくは1月の市報、チラシをご覧ください。

### 女性相談

## 悩みなんでも相談(予約制) 予約受付電話:042-439-0075

日々の暮らしの中での自分自身のこと、家族のこと、職場や学校での人間関係、パートナーの暴力などで不安を感じて「どうしていいかわからない」というときは、ひとりで悩まず、まずはお電話ください。

面接による相談ですが、外出が難しい方は予約受付時にご相談ください。

#### 予約受付時間

月曜日から金曜日…午前9時から午後5時  
(木曜日のみ午後8時まで)

#### 場所

- 住吉会館内 男女平等推進センター パリテ
- 田無庁舎2階 市民相談室(出張相談)

### 登録団体募集中

(男女平等推進係)

男女平等参画社会の実現をめざして活動するグループを支援します。団体登録をしていただくと、次のとおり施設をご利用いただけます。

#### 活動室

- グループ活動の場や、活動の際の保育室としてご利用いただけます。(無料)
- 登録団体は2カ月前(その他の方は1カ月前)から予約申し込みができます。
- 利用時間 午前9時～午後10時

#### 団体連絡箱

グループで作成したチラシなどを配布できるロッカーです。申請をしていただくと、ご利用いただけます。

## パリテ

2018.11  
No.21

愛称「パリテ」とは…フランス語で“平等な”という意味です。

- ◆企画・編集◆ 男女平等推進センター企画運営委員会
- ◆発行◆ 西東京市生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課  
〒202-0005 西東京市住吉町6-15-6 住吉会館内  
☎ 042-439-0075
- ◆企画運営委員会委員◆ 青木とし代、白井香澄、田崎吉則、秦かおる、松尾友治、横山順一郎、吉田朋子
- ◆制作◆ 株式会社ドゥ・アーバン

▶ご意見、ご感想をお寄せください。  
情報誌「パリテ」は西東京市のホームページからご覧いただけます。  
<http://www.city.nishitokyo.lg.jp>

#### ● 編集後記 ●

今年はスポーツの分野で「パワハラ」関連のニュースを多く目にした。パワハラそのものから、パワハラが問題の根にある深刻な傷害事件もあった。ハラスメント環境がどれだけ人間の心に大きな影響を与えるか、さらには支配してしまうかを再確認させられる一連の出来事だった。一方で、パワハラに限らずあらゆるハラスメントにおいて、私たち誰もが、被害者・加害者のどちらにもなりうる。このことを忘れないようにしたいものである。

#### Access

